

陳 情 文 書 表

受理番号・受理年月日及び件名	陳情第89号（6.7.18） 国に沖縄県との対話を求める意見書提出を求める陳情
陳情の要旨	1. 辺野古新基地建設工事の見直しを国に求めること。 2. 沖縄県・沖縄県民との真摯で対等な対話によって、「辺野古唯一」ではない解決策を模索するよう国に求めること。
陳情者の住所及び氏名	神戸市須磨区 水溜 丹都子
送付委員会	総務財政委員会

2024年 7月 16日

神戸市会議長 坊 やすなが 様

(住所) 神戸市須磨区
(氏名) 水堀 丹都子
(電話番号)

国に沖縄県との対話を求める意見書の提出を求める陳情

【陳情趣旨】

辺野古の新基地建設工事は、沖縄県民をはじめとする国民の「辺野古新基地反対」の声に耳を貸さないまま、すでに10年継続され、命の海は破壊され続けています。

79年前の戦争において、「本土防衛」のために捨て石とされた沖縄県民の犠牲は、基地の存在が戦場となること、戦場と化した場所では、軍隊が住民を守らないばかりか、自分自身の「命」の意味さえもゆがめられてしまうこと、を如実に語っています。戦後も米軍統治下に置かれた沖縄では、民意に反してその生活を破壊しながら米軍基地が建設され、日本の米軍基地の約70%が集中しています。これは日本国民としての「法の下での平等」に反する基地負担の押し付けであり、この状況を許している現状の責任を一人一人の国民が真摯に受け止める必要があると考えます。

辺野古新基地建設は、広大な軟弱地盤の存在、膨れ上がる予算、自然環境破壊、生存権をはじめとする人権問題などの観点から、このまま継続することには多くの問題があります。それにも拘わらず、福岡高裁が、国が県知事の権限を奪う代執行を認めたことは、地方自治法の理念と沖縄県民の自己決定権をないがしろにする理不尽な判決です。判決要旨では「国としても県民の心情に寄り添った政策実現が求められる。(後略)」と付言されましたが、国は沖縄県知事の対話の求めに応じることなく、広大な軟弱地盤を抱える区域の工事着手を強行しました。「沖縄県民に寄り添う」と言いながら、地方自治を無視し、権利を侵害し続ける国のやり方を看過することは、この国で生きていく自分自身の未来への不安に直結します。

以上の理由から、以下の事項について陳情します。

【陳情事項】

1. 辺野古新基地建設工事の見直しを国に求めること
2. 沖縄県・沖縄県民との真摯で対等な対話によって、「辺野古唯一」ではない解決策を模索するよう国に求めること